

ともにつくるミライ

～子供のリアルな学びと体験の充実のために、  
今、私たちにできることは？～

## 学校の課題 ÷ 地域の課題 ～地域とともに 課題に挑む～

廿日市市立津田小学校

学校長

小林 伸二

学校運営協議会長

中村 満



制作・写真提供: 廿日市市立津田小学校

1

## 津田小学校区の人口、児童数の推移

2015（浅原小学校統合）

- ・人口 3,651人
- ・児童数 146人

2025

- ・人口 2,799人
- ・児童数 62人

比較

- ・人口 ▲852人
- ・児童数 ▲84人

市名の由来

鎌倉時代、毎月廿日（20）に定期市  
天気予報（気象情報）  
廿日市市（津田）



2

## 津田小の現在地

- ✓ 人口減少、児童数（保護者数）の減少
- ✓ 数年後には複式学級
- ✓ 浅原小学校統合（平成27年3月）、学区が広い。
- ✓ ひとり一人がわかる授業づくり
- ✓ 山里の身近な自然や穏やかな地域住民に囲まれ、地域と小学校との距離が近くて深い。
- ✓ 地元県立高校の探究授業との連携も深まってきた。
- ✓ Uターン、Iターン、孫ターン
- ✓ 高校生や地元商店街の大人など多様な年代とのふれあい

3

## 育成したい資質・能力、目指す子供像

### ◆ 育成したい資質・能力

#### 「社会形成能力」育成のため

- ・ 他者の個性を理解する力
- ・ 他者に働きかける力
- ・ コミュニケーション・スキル
- ・ チームワーク 等

### ◆ 目指す子供像

多様な他者を理解し、尊重し、協力・協働しながら、自らの役割を果たし、より良い社会を主体的に創り、支えていける力を持つ子供

4

# はじめに

## 今からお話しすること

- ① 学校運営協議会メンバーの特長
- ② コミュニティ・スクールの体制
- ③ 学校の課題≒地域の課題
- ④ 事例のご紹介

津田商店街まるごとミュージアム  
サンフラワープロジェクト  
浅原野外活動

- ⑤ 連携パートナー

## ① 運営協議会メンバーの特長

- \* 津田小学校創立150周年パネルディスカッションを機に・・・
- \* 浅原地区で野外活動やりませんか!? (市民センターの目論見)
- \* 校長が津田商店街を創る会円卓会議に参加してみたら・・・

令和4～7年度 津田小学校学校運営協議会委員名簿

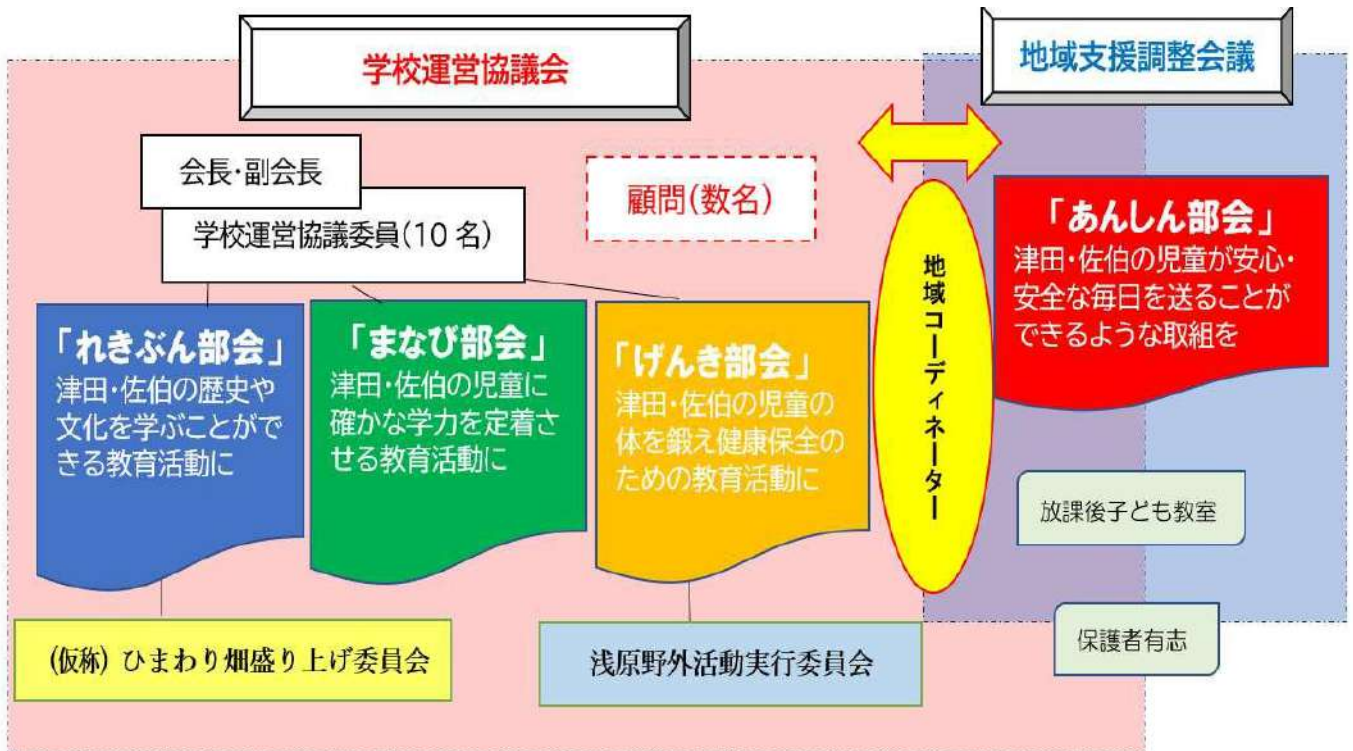
津田地区在住			浅原地区在住			友和地区在住			他地区在住					
令和4・5年度(8名)			⇒			令和6年度(10名)			⇒			令和7年度(10名)		
お名前			留・新	お名前等			留・新	お名前等						
A氏【会長】(元津田小学校長)	M/81	留任	A氏【会長】	M/82	顧問へ									
B氏(元佐伯町教育長)	M/81	留任	B氏	M/82	顧問へ									
C氏【副会長】(浅原の未来を創る会会長)	M/66	留任	C氏【副会長】(NPOあさはら代表)	M/67	留任	C氏【副会長】(NPOあさはら代表)	M/68							
D氏(佐伯地区主任児童委員)	F/67	留任	D氏	F/68	留任	D氏(主任児童委員)	F/69							
E氏(地域学校協働本部代表)	F/60	留任	E氏	F/61	留任	E氏(主任児童委員・地域学校協働本部代表)	F/62							
F氏(PTA会長)	M/45	留任	F氏(PTA副会長)	M/46	留任	F氏(卒業生保護者代表・佐伯中学校PTA会長)	M/47							
		新規	G氏(PTA会長)	M/40	留任	G氏(PTA会長)	M/41							
		新規	H氏(民生委員児童委員)	M/71	留任	H氏(民生委員児童委員)	M/72							
		新規	I氏(佐伯商工会青年部)	M/34	留任	I氏(佐伯商工会青年部)	M/35							
		新規	J氏(循環型地域コミュニティ寺子屋洋燈)	M/42	留任	J氏(循環型地域コミュニティ寺子屋洋燈)	M/43							
中学校長	M/58		—			—								
小学校長	M/55		学校長(オブザーバーとして参加)			学校長(オブザーバーとして参加)								
					新規	K氏【会長】(元津田市民センター所長、R4・5浅原市民センター所長、R6友和市民センター所長)	M/62							
					新規	L氏(合同会社とこほ代表社員)	F/42							

(M6人、F2名) **64.1歳**

(M8人、F2名) **59.3歳**

(M7人、F3名) **54.1歳**

## ② コミュニティ・スクールの体制

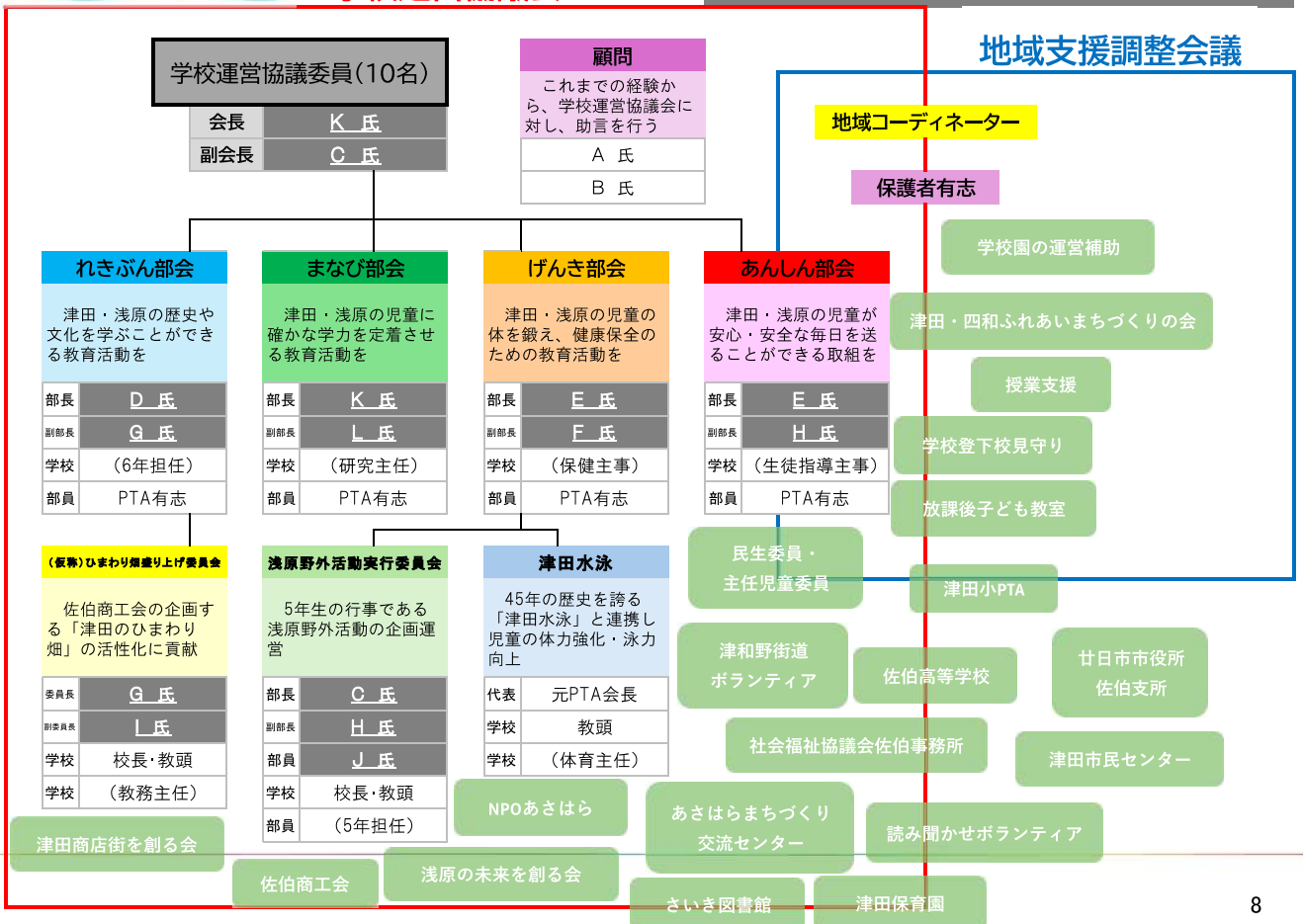


令和7年 津田小学校CS体制

### 学校運営協議会

敬称略（白抜き下線文字は学校運営協議委員）

### 地域支援調整会議



### ③学校の課題≡地域の課題

#### ◆学校の課題

#### 児童数の減少（令和元年度から半減）

- ・ 学校規模適正化、小規模特認校制度の指定
- ・ 津田小学校の特長を広く知ってもらいたい。
- ・ 交通費の高騰や児童数減で保護者負担が増加、これまで実施してきた三滝少年自然の家での野外活動が難しくなってきた。
- ・ 児童、保護者が減少し、運動会が盛り上がり欠ける。何か地域種目ができないか。

9

### ③学校の課題≡地域の課題

#### ◆地域の課題

#### 人口の減少→生活基盤の縮小→地域の活力低下 →地域住民の意欲低下・あきらめ感

- ・ 移住者、事業承継者を呼び込むために、地域の空き家、津田商店街の空き店舗を活用したい。
- ・ 地域に賑わいスポットを増やし、津田商店街の回遊性を向上させたい。
- ・ 地域に活力がない。小学校を統合した浅原地区に子どもの声呼び戻したい。
- ・ 「子どもたちに野球の魅力を伝えたい」を探究する佐伯高校女子野球部員の思いに応えたい。

10

## 学校の願い×地域の願い

- ◆ 学校規模適正化、小規模特認校制度の指定×移住者、事業承継者を呼び込むための地域の空き家、商店街の空き店舗の活用＝津田オープンDAY（8/2）
- ◆ 津田小学校の特長を広く知ってもらいたい×地域に賑わいスポットを×商店街の回遊性向上＝津田ひまわり畑サンフラワープロジェクト、津田商店街まるごとミュージアム
- ◆ 保護者負担の増加、これまで実施してきた三滝少年自然の家での野外活動が難しくなってきた×小学校を統合した浅原地区に子どもたちの声を呼び戻したい＝浅原野外活動
- ◆ 児童、保護者が減少し、運動会が盛り上がり欠ける×子どもたちに野球の魅力を伝えたい佐伯高校生＝Tボールを使った競技種目「フルスイング★バトル」をやってみた

11

### ④事例のご紹介

浅原野外活動

サンフラワープロジェクト

津田商店街まるごとミュージアム

12

## 事例：津田商店街まるごとミュージアム

津田商店街と連携し、  
各店舗に児童作品を展示



津田保育園にも拡大



街の賑わい創出



児童の見守り等、想定外  
の影響



児童主体の取組へ  
(こどもCS委員会)



13

## 事例：サンフラワープロジェクト

R4佐伯商工会青年部が  
津田の休耕田を利用して  
地域の賑わい創出

SNS等で拡散され好評



R5原因不明で発芽せず



R6小学校も参加



R7発芽不良の原因を探究し、  
改善案をプレゼン



14

## 事例：浅原野外活動

野活をパッケージ化して  
もうけたい(目論見)



浅原の自然、文化、人、  
施設、関係・活躍人口



R6指定管理者のメリット  
をいかして



近くで便利  
浅原に子どもたちの声再び



15

## ⑤ 連携パートナー

### □ 行政機関

佐伯消防署、さいき図書館、あさはらまちづくり交流センター、  
津田保育園、広島県立佐伯高等学校、国土地理院

### □ 公共的団体

佐伯商工会青年部、廿日市市社会福祉協議会佐伯事務所、  
佐伯地域公衆衛生推進協議会

### □ 法人、事業者

ワイワイファーム/阿部農園/安井梨園、津田商店街の事業者、合  
同会社とこらぼ、寺子屋洋燈、  
NPO法人(佐伯山里くらぶ、キッズNPO、NPOあさはら)

### □ 地域自治組織

津田商店街を創る会、津田・四和ふれあいまちづくりの会、  
津田・四和地区自主防災会、浅原の未来を創る会

16

# 体験活動をとおして見取れた変容や成果、醸成された雰囲気

## ■ 児童の意識と行動の変化

### 浅原野外活動等アンケート等

### 児童のつぶやき から

## ■ 浅原野外活動教職員の業務改善

### 津田小学校野外活動パートナーシップ協定

### 業務に従事する時間▲71.9%減

## ■ 児童の学びと活動が地域貢献・地域住民のIKIGAIづくりに

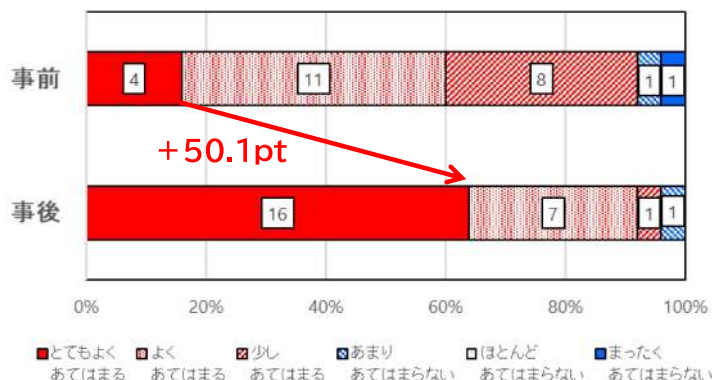
### アフター野活(振り返り会)、メディアの活用

## 浅原野外活動アンケート等

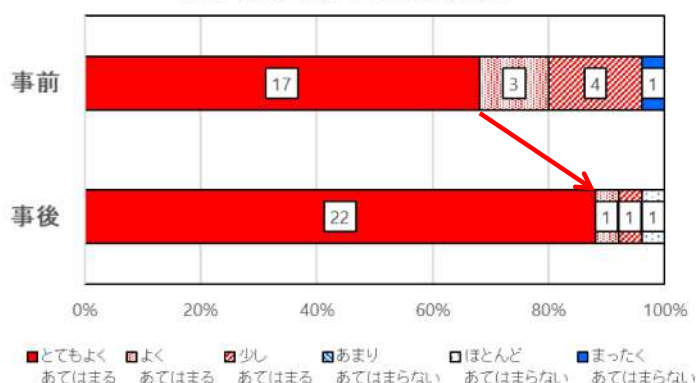
令和6年(12名)、令和7年(13名)の5年生計25名分のアンケート結果を合わせたもの

※ 上段: 野外活動実施前  
下段: 野外活動実施後

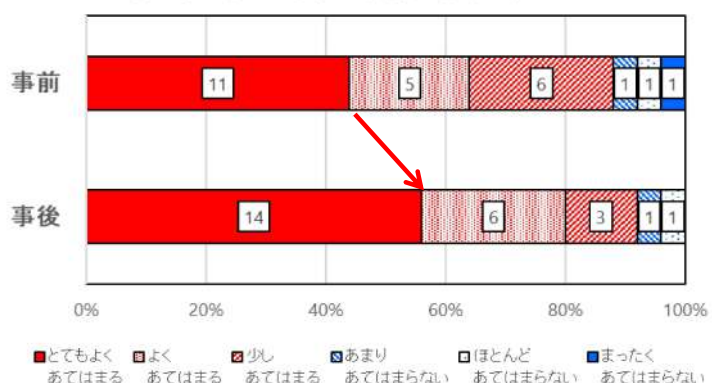
学校や地域のために自分ができることを考えていきたい



津田・浅原のまちのことが好きだ



おとなになっても津田・浅原のまちに住みたい



- ✓ 「この2日間、**ワクワクしっぱなし**だった。」
- ✓ 「ここをつくっている空気感がすごくいい。  
ここに居たら**スマホもゲームも**いらぬい。」
- ✓ 「(来年の) **修学旅行も浅原**がいい。」
- ✓ 「**地域にこんないい所があるなんて**  
知らなかつた。」

- ✓ 「学校統合から10年、浅原でこんなに子どもの声を聞いたのは久しぶり。**子どもたちと交流**できて、私も愉しかった。」
- ✓ 「事前に学校で交流してたので、**子どもたちの方から先に〇〇さんと呼んでくれたのがうれ**しかった。」
- ✓ 「野外活動をやってみて、改めて**浅原のいいところや良さを再発見**することができた。」

# 浅原野外活動における教職員の業務改善(学級担任等の主たる業務時間)

令和5年度まで ⇒ 令和6・7年度

- ✓ 施設への下見 5h × 2 = **10h** ⇒ 1h × 2 = **2h**
- ✓ 施設との打ち合わせ 4h ⇒ **0.5h**
- ✓ 施設提出への資料作り 2h ⇒ **0h**
- ✓ 校内打ち合わせ(含む準備) 3h × 4 = **12h** ⇒ 0.5h × 3 = **1.5h**
- ✓ 事前買い出し 2h ⇒ **1h**
- ✓ 会計事務 1.5h ⇒ **0.5h**
- ✓ 当日児童対応(諸準備・進行等)

13h × 4 = **52h** ⇒ 6h × 3 = **18h**

**83.5h** ⇒ **23.5h**

(71.9%減)

## 浅原野外活動に関するパートナーシップ協定 (津田小学校とNPOあさはら)

津田市立津田小学校野外体験活動の実施に関するパートナーシップ協定書

【目的】  
第1条 この協定は、事業を実施するに当たり、小学校とNPO(任意)とを連携、専断し、関係の確保のもとに協働によるまちづくりを進めようとする必要が事項を定める。

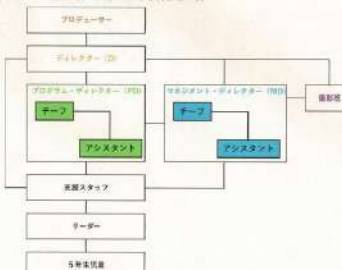
【事業目的の共有】  
第2条 NPO及び小学校は、津田市にある自然・文化・生活文化などの体験活動及び体験活動を通じた児童の社会性育成を目的とした事業を実施し、児童の成長と児童との交流をとおしてお互いの心を豊かにするとともに、学習指導要領などに定める体験学習の効果を高めることを共有する。

【事業の概要】  
第3条 小学校及びNPOは、別に定める実施要領により事業を実施する。なお、事業内容の変更が生じる場合は、小学校及びNPOの協議の上、決定する。

(1) 名称  
津田小学校野外体験活動

(2) 事業内容  
ア 自然・文化体験  
イ 交流体験  
エ 集団行動体験  
オ 避難所体験  
カ 事業期間  
4月21日

【事業の執行体制】  
第4条 この事業は次の体制により、執行管理する。



(役割及び責任の分担)  
第5条 小学校及びNPOの役割は、次表に掲げるとおりとし、お互いの責任を委ねながら事業を協働して実施する。

項目	小学校の役割	NPOの役割
事業の企画	・事業実施に関する事業費の手続き及びNPOへの事業費の支払 ・協定の締結に関する申請 ・NPOの承認書のNPOとの協議 ・事業内容及び実施要領の決定 ・実施要領及び実施要領の作成 ・実施要領の承認 ・実施要領の承認 ・実施要領の承認	・事業内容の再確認(第三者への再委託を含む)及び内容との協議 ・事業内容の共有 (1) 自然・文化体験 (2) 交流体験 (3) 集団行動体験 (4) 避難所体験 (5) 避難所体験 (6) 避難所体験 (7) 避難所体験 (8) 避難所体験 (9) 避難所体験 (10) 避難所体験
事業の実施	・児童の安全管理 ・進行管理及び費用管理の徹底 ・振り返りの会の実施 ・児童の成長育成 ・事業内容の検証、NPOとの共有 ・実施要領及び津田市教育委員会事務局への事業の報告	・事業内容の再確認(第三者への再委託を含む)及び内容との協議 ・事業内容の共有 (1) 自然・文化体験 (2) 交流体験 (3) 集団行動体験 (4) 避難所体験 (5) 避難所体験 (6) 避難所体験 (7) 避難所体験 (8) 避難所体験 (9) 避難所体験 (10) 避難所体験
事業の検証	・振り返りの会の実施 ・児童の成長育成 ・事業内容の検証、NPOとの共有 ・実施要領及び津田市教育委員会事務局への事業の報告	・事業内容の再確認(第三者への再委託を含む)及び内容との協議 ・事業内容の共有 (1) 自然・文化体験 (2) 交流体験 (3) 集団行動体験 (4) 避難所体験 (5) 避難所体験 (6) 避難所体験 (7) 避難所体験 (8) 避難所体験 (9) 避難所体験 (10) 避難所体験

2 NPO及び小学校は、具体的な事業の進捗及び実施について、協働の上、決定する。

3 NPO及び小学校は、自己の責めに於ては、自己の責任により相手方若しくは第三者に損害を及ぼしたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 事業に参加した者の教育費負担は、事業に参加した者の親の負担に帰するものとす。双方が加入する保険による補償とする。

(成果の帰属)  
第6条 この事業の実施により発生した権利及び利益については、NPO及び小学校の双方に帰属するものとす。ただし、別にNPOと小学校の各々に関する協定は締結するものとす。

(事業の継続)  
第7条 NPO及び小学校は、この事業の成果を継続し、次年度以降の事業内容に反映させるものとす。

(個人情報の取扱い)  
第8条 NPO及び小学校は、この事業の実施に際して知り得た個人情報等を第三者に開示してはならない。

(協定の期間)  
第9条 この事業に関する事項は当該協定とする。

(費用の負担)  
第10条 この事業の実施に必要経費については、小学校が負担するものとす。NPOと小学校は、別に協定を締結する。

(協定の期限)  
第11条 この協定の期間は、令和5年4月31日までとする。ただし、期間の2日前までにどちらかの申し出がないときは、協定の期間は1年間延長するものとす。以後も同様とする。

協定の締結  
第12条 この協定の締結は、令和5年4月31日までとする。ただし、期間の2日前までにどちらかの申し出がないときは、協定の期間は1年間延長するものとす。以後も同様とする。

協定の解除  
第13条 この協定に定める事項に違反が生じた場合にはこの協定に定める内容に準じて必要がある場合は、NPO及び小学校は、速やかに協議をもって協議の上、解決するものとす。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、NPO及び小学校が署名・捺印をして、各々の1通を保持する。

令和7年1月22日

津田市立津田市立40番地  
津田市立津田小学校  
校長 小島 敏二

津田市立津田市立6番地  
NPOあさはら  
理事長 渡辺 貴博

【協定の期間】  
第11条 この協定の期間は、令和5年4月31日までとする。ただし、期間の2日前までにどちらかの申し出がないときは、協定の期間は1年間延長するものとす。以後も同様とする。

【協定の解除】  
第13条 この協定に定める事項に違反が生じた場合にはこの協定に定める内容に準じて必要がある場合は、NPO及び小学校は、速やかに協議をもって協議の上、解決するものとす。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、NPO及び小学校が署名・捺印をして、各々の1通を保持する。

令和7年1月22日

津田市立津田市立40番地  
津田市立津田小学校  
校長 小島 敏二

津田市立津田市立6番地  
NPOあさはら  
理事長 渡辺 貴博

**主な項目**  
第2条 : 事業目的の共有  
第3条 : 事業の概要  
自然・文化体験  
交流体験  
集団行動体験  
避難所体験  
第4条 : 事業の執行体制  
第5条 : 役割及び責任分担  
第10条 : 費用の負担  
第11条 : 協定の期限

## メディアの活用

様々な取組について  
中国新聞に掲載されました！

佐伯高等学校女子野球部  
提案のティーボールの様子  
(運動会)

中国新聞朝刊 令和7(2025)年6月3日(火)

津田オープンデーに向けて  
地域と学校での準備の様子

中国新聞朝刊 令和7(2025)年7月11日(金)

浅原地区で行った  
野外活動の様子

中国新聞朝刊 令和7(2025)年7月24日(木)



広報はつかいち 令和7年7月号



津田小学校PTAインスタグラム

## むすび

### ■ 学校長の心構え

こどもCS委員会の創設、活性化  
身近な行政（廿日市市役所佐伯支所、市民センター）  
とのさらなる連携

### ■ 学校運営協議会長の心構え

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動にかける  
時間と労力は「コスト」ではなく、中山間地域のまち  
づくりの創り手となる子どもたちの「社会形成能力」  
を高めるための「投資」だと考えてがんばってます。

ご清聴ありがとうございました

